

新宿区教育委員会会議録

平成21年第9回臨時会

平成21年8月28日

新宿区教育委員会

平成21年第9回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成21年8月28日(金)

開会 午後 1時38分

閉会 午後 2時35分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	委 員	熊 谷 洋 一
教 育 長	石 崎 洋 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 柳 俊 彦	参 事	教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子
副 参 事	松 田 浩 一	事 務 取 扱	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之		教 育 施 設 課 長	本 間 正 己

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第30号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第31号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第32号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第5号)
- 日程第4 議案第33号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第6号)

開 会

白井委員長 ただいまから平成21年新宿区教育委員会第9回臨時会を開会します。

本日の会議には木島委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いいたします。

議案第30号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例

議案第31号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例

議案第32号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第5号)

議案第33号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第6号)

白井委員長 それでは、議事に入ります。

すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

教育長 「日程第3 議案第32号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第5号)」、「日程第4 議案第33号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第6号)」については、平成21年第3回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正、円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いしたいと思います。

白井委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第3 議案第32号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第5号)」、「日程第4 議案第33号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第6号)」を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 それでは、議案第30号及び議案第31号を審議し、その後、議案第32号及び議案第33号を非公開により審議します。

「日程第1 議案第30号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例」、「日程第2 議案第31号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例」を議題とします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 では、第30号議案及び第31号議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

皆様のお手元には、議案概要及び新旧対照表を配っております。新旧対照表は、子ども園

条例の新旧対照表、子ども園条例の附則の新旧対照表、幼稚園条例の新旧対照表を用意しておりますので、そちらも見比べながらお願いしたいと思います。

まず、新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例ですが、主な改正内容は大きく分けて4点ございます。それぞれの項目に基づきまして、順に御説明を申し上げます。

まず第1点目は、新宿区立あいじつ子ども園の設置に伴う改正です。新旧対照表の第2条をご覧ください。ここで、名称及び位置を定め、第4条で、開園時間を午前7時30分から午後7時30分と規定し、さらに6ページの第13条でございまして、延長保育について午前6時30分から午後7時30分までの範囲内の時間としております。また、このところで主語を明記し、文言整理をしているところでございます。

なお、四谷子ども園は開園時間、延長保育時間は変更してございませんが、複数園になったため表につくり直しております。

次に、子育て支援事業についてでございますが、新旧対照表の8ページの第24条、及び9ページの第26条の規定を改正しております。第24条の第1号で、こちらは、児童福祉法の一部改正に関連するものでございますので、後ほど説明いたします。

第24条の第2号及び第26条についてですが、これまで四谷子ども園では、つどいのへやという専用室を設けまして、子どもと保護者の相互交流や、保護者への部屋の貸し出し利用も行うということで規定整備をしておりました。現在第26条で、子ども園につどいのへやを設けるなどという規定でしたが、今回あいじつ子ども園はそのような専用室を設けないことから、ここで小学校就学前の子どもと保護者の相互交流への支援に関することというように、事業項目を整理し直して規定するというものでございます。

次に、概要に戻りまして、第2点目でございます。これは、児童福祉法の改正に伴う規定の整備でございまして、今回のこの児童福祉法の改正は、子育て支援事業などを法律上位置づけることによりまして、省令で基準等を設け、都道府県知事の監督指導のもとに質の高い事業の普及を図ることが目的でございました。そこで、児童福祉法第24条の改正によりまして、保育所で保育を行うこと、さらにいわゆる保育ママさんの事業である家庭的保育事業による保育を行うことが保育の実施というように規定されたため、これまで本条例で保育所での保育の実施を「保育の実施」と規定していた部分を正確に表現する必要が生じたものです。そこで、保育所で行う保育と記載し、それに「乳幼児保育の実施」と略称を入れるものでございます。

それに関連する箇所が、新旧対照表の1ページ目の第3条でございます。第1号を見比べ

てみますと、これまで「保育の実施」とありましたが、これを「児童福祉法第24条第1項の規定による乳児又は幼児を保育所において保育を行うこと（以下「乳幼児保育の実施」という。）」というように言いかえてございます。

次の、2ページ目でございますが、第8条の見出しを「乳幼児保育の実施」というように言いかえています。同様に第1項、さらに3ページ目の8条の第2項のところの下線部がついているところでも「乳幼児保育の実施」というように言いかえております。

次に、4ページ目の第9条の見出し、そして第1項、そして第10条の見出し、第1項、第11条の「乳幼児保育の実施」という見出し、そして11条、次に12条の見出し、12条の1項、同第1号、第1項の4号、そして5号。7ページ目の第17条の第2項は児童福祉法の改正に伴うことで、保育所を「保育所における保育を行う保育所」というように、回りくどいのですが、正確な表現を入れたというところ です。

また、条例の附則の新旧対照表でございます。第3条のところでございますが、ここは附則ですので新旧がございません。こちらは、下線がついてございませぬが、第3条の上から2行目、条例第9条第1項の乳幼児保育の実施ということで、ここでも「乳幼児保育の実施」というように使っております。今の児童福祉法に係る改正は、このような内容になってございます。

次に、これまで一時保育ということで実施してきた事業がございますが、これが一時預かり事業として法律上位置づけられたことによりまして、規定を整備する必要があるところがございます。こちらが、新旧対照表8ページをお開きいただきますと、その24条の第1号ですが、「一時保育の実施に関すること」と今まで規定してありましたが、その中に括弧として根拠法令を入れたということでございます。

なお、第3号のこの保育・教育等に関する相談及び情報の提供に関することは、規定整理、文言整理をした関係がございますので、後ほど説明したいと思っております。

あわせて25条でございますが、「一時保育の実施は」ということで、主語を明記し、その条文を整理しております。これはあくまでも文言整理という内容でございます。

次に、また概要に戻り、第3点目でございます。子ども園及び保育園に入園しているときの保育料については、厚生労働省通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」が出されておりますが、それが新たに改正されたことに伴う改正でございます。

改正の内容は、保育所における第3子目以降の保育料を無料とするという改正がなされたことが1点。あとは別表の税額控除の項目に、つけ加えがされ、項目が増えたということで

ございます。

まず、概要にある表を見ていただきますと、現在、保育料が最も低い子どもの保育料は、別表第2に定める額となっております。次に低い子どもの保育料は所得階層に応じて5割から7割の額としております。そして、今回それ以外の子ども、つまり低い順から数えて3番目以降の子どもの保育料を無料とするという取り扱いに変えるというものでございます。また、この保育料を決定する際の所得割課税額及び所得税額を算定上、適用除外とする税額控除等についての規定が新たにつけ加わったものがございますので、このところを整理するという内容でございます。

次に、第4点目でございますが、今回の改正に合わせまして条文の文言整備を総合的に行っております。まず、新旧対照表の1ページ目の第3条で事業を規定しているところですが、これまではそれぞれ根拠を保育所の保育指針、または幼稚園教育要領に基づく事業というように規定しておりましたが、今回それぞれ児童福祉法に基づく事業、そして学校教育法第22条に規定する目的を実施するための教育及び保育を行う事業というように、大きく事業の中身を法に基づくものにつくり変えております。その理由でございますが、第3条で事業全体の根拠を規定し、第6条で保育内容の規定をしておりますので、今まで保育所保育指針や幼稚園教育要領というのは保育の内容を規定しているものでしたので、6条で根拠を整理したほうがより適切であるという判断からでございます。

次に、今回の改正に合わせまして、幼稚園教育要領も改正されておりました。その中で既に幼児教育という文言が使われなくなっているため、「幼児教育」と使われていた言葉につきましては、「保育・教育」と文言整理をしております。

該当箇所につきましては、まず新旧対照表の1ページの第1条、2ページ目の第2章の表題、これまで保育・幼児教育の実施とあったものを、保育・教育の実施というように変えております。また、第6条のところですが、今説明したとおり、指針それから要領を根拠に変えております。また、8ページの第24条の第3号、こちらも保育・幼児教育とあったものを保育・教育というように言葉を変えまして、あわせて文言整理をしております。

さらに、戻りまして、2ページから4ページまでかかっている8条、また9条がございまして、こちらのところでそれぞれ0歳児、さらに1歳児、2歳児クラスと、クラスごとに保育の内容を規定しておりますが、そこにつきましても、0歳から5歳までの保育の実施というように今までは略称で一括表現しておりましたけれども、ここを児童福祉法及び学校教育法のその根拠をそれぞれ事業規定したことから、0から3歳までを「乳幼児保育の実施」、

4歳、5歳を「教育保育の実施」と略称を入れさせて整理してございます。

以上、非常にわかりにくいところがございますが、改正の主な内容でございます。

施行日でございますが、平成22年4月1日からといたします。ただし、第2点目の第24条、第25条に係る預かり保育の規定部分、また3点目の保育料の改正の部分については、公布の日からとし、平成21年4月1日に遡及適用することといたします。

また、あいじつ子ども園の一時保育については、今後専用室を整備する工事日程の関係から、規則で定める日を適用するという附則の規定をしております。また、準備行為、現在中町保育園、愛日幼稚園に入園している子ども子ども園入園のみなし規定、短時間保育、長時間保育の保育料の経過規定などを附則で規定してございます。

以上が、第30号議案でございます。

次に、第31号議案ですが、こちらも新旧対照表と概要で御説明いたします。

新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例でございますが、主な改正内容は、新宿区立あいじつ子ども園の設置に伴い、新宿区立幼稚園条例に規定されている愛日幼稚園を廃止し、同幼稚園のみで行っていた預かり保育及び給食の提供を廃止するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。3ページの別表の、愛日幼稚園の名称、位置の規定が削除となっております。戻りまして2ページ目の7条の預かり保育の実施、第8条の給食の提供の部分削除いたしまして、第9条を7条としまして、預かり保育料、給食費の規制を削除し、第10条以下の条文を繰り上げております。また、4ページの別表第2でございますが、こちらも今回のことに伴いまして、表が削除されております。

施行日でございますが、平成22年4月1日からとなりますが、預かり保育料及び給食費は、通常その翌月に納入手続を行っております。したがって、平成22年3月分を4月に納入してもらうための経過措置が必要なことから、そのところを附則で規定しています。

非常に雑駁ですが、以上です。

白井委員長 説明が終わりました。

議案第30号、議案第31号は関係する議案ですので、一括して討論、質疑及び採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 それでは、議案第30号、議案第31号を一括して討論、質疑及び採決を行います。

御意見、御質問をどうぞ。質問ありませんか。

松尾委員 私は法律用語に余り強くないものですからお聞きしたいのですが、新宿区

立子ども園条例新旧対照表の7ページの第17条2項、非常に長いのですが、下から11行目、12行目あたりに、「2人以上の子どもが子ども園及び保育所に入園し、及び入所している場合は」とありますが、ここは及びという言葉が使われていますけれども、ここは若しくはとするのとは違いがあるのでしょうか。

教育政策課長 及びという場合は、入園しかつ入所ということです。若しくはというと、子ども園及び保育所に入園もしくは入所というと、入所している場合と入園している場合はいずれかというような表現になってしまうと考えております。

及びということですから、いずれかということではなく、子ども園及び保育所に入園及び入所ですから、両方に入所している場合にということであるということです。

白井委員長 法律用語でいうと、及びというのはそのとおりの、またはということではない。ここの条文で規定しているのも、2人以上の子どもがいて、その子ども2人がどちらかに、2人が子ども園でもいいし、子ども園と保育園でもいいしという意味だと思います。従って、またはではないということでしょうか。

松尾委員 質問は、及びが2カ所にありますけれども、その前の「子ども園及び保育所」のところも、及びという言葉を使っておりますので、そこはどのように理解すればいいのか、対応して後ろの「及び入所」という部分がありますので、全体としてどう解釈するのが法律上正しいのかというところをよろしくお願いします。

教育政策課長 要するに、ここの法文をつくっている意図は、子ども園の場合は入園という言葉を使いますし、保育所の場合は入所という言葉を使っています。そうすると、子ども園及び保育所の両方に入っている場合は該当するということですから、入園と入所という言葉、両方及びということをつないでいると解釈できます。。

松尾委員 そうしますと、2人以上の子どもが、両方とも子ども園に入っている場合、両方とも保育所に入っている場合、あるいは1人は子ども園で、もう1人は保育所に入っている。そのようなケースを全てここで扱うと理解すればよろしいということでしょうか。

教育政策課長 今おっしゃった、及びのところが文言上非常にわかりにくいというようなこともありますので、法制担当もかなり整理しているとは思いますが、再度今の御意見伝えて適切な文言を整理させていただくようにします。

松尾委員 わかりました。

白井委員長 私から、開園時間について改正になっているのでお聞きしたいのですが、第4条で今まで開園時間午後8時半までということだったものが、四谷はそのままで、あいじつ

が7時半までと短くなってるようですが、それはどういう御趣旨でしょうか。

学校運営課長 今回のあいじつ子ども園につきましては、既存の中町保育園と愛日幼稚園が一緒になってあいじつ子ども園として来年4月に開園するものでございます。今現在、中町保育園において延長保育を1時間行っておりまして、その時間が7時半までとしているところから、両方が一緒になったときの開所時間については、現在の中町保育園で行っている開所時間、7時半から午後の7時半までをそのまま移行するものでございます。

白井委員長 わかりました。

そうしますと、子ども園に関しては、それぞれの地域の実情に合わせて、この後、開園時間が決まってくる方向になるということでしょうか。

学校運営課長 開園時間につきましてはの構成としましては、通常の保育・教育時間と延長保育時間、これを足したものを開所時間ととらえております。これまで、四谷子ども園において午後8時半までとしていましたのは、一つは延長保育の需要が大体2時間延長でおおむね延長保育の需要の80%ぐらいをカバーできる時間であるというような考え方を、もともと所管していた保育課で持っております。

もう一点は、四谷子ども園の施設の建設費に関しまして補助をもらっておりまして、そのときの条件として2時間延長があった関係から、四谷につきましては7時半から午後8時半、2時間延長で行ったという経緯がございます。あいじつ子ども園につきましては、先ほど申し上げましたように、現在行っているものをそのまま移行し、当面はそれで実施をし、また地域の需要等を勘案して延長保育時間についてさらに延長していくのかなど、こういったことは今後の見直しということになると考えております。

白井委員長 わかりました。ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

松尾委員 全般的に括弧書きが非常に多いものですから、ちょっと読みづらいなというのが正直な印象です。これは条例の文ですから、正確さが一番大切かと思えますし、なかなか整理するのも難しいかなという感じもいたしますけれども、そういう難しい中でもできるだけ整理して読みやすい文にしていだけたらと思っております。

教育政策課長 委員おっしゃるとおり、法律上正確さを期すためには正確に表現しなければならないので、つい括弧は増えてしまうところですが、できるだけ今の御趣旨は法制担当にもお伝えしたいと思います。

白井委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第30号及び議案第31号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第30号及び議案第31号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「日程第3 議案第32号 平成21年度新宿区一般会計補正予算（第5号）」、「日程第4 議案第33号 平成21年度新宿区一般会計補正予算（第6号）」を非公開により審議いたします。

恐れ入ります。傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

午後 2時34分再開

白井委員長 以上で本日の議事は終了いたしました。

本日の日程では特に報告事項はないようですが、事務局から報告事項ありますか。

教育政策課長 特にございません。

閉 会

白井委員長 それでは、以上で本日の教育委員会は閉会とさせていただきます。

お疲れさまでした。

午後 2時35分閉会